

市民協働推進物品貸出制度 実施フローチャート

備品借受日の約 1 か月前

物品の貸出を希望する貸出窓口に連絡し、
物品を仮予約



備品借受日の 5 日前まで

物品借用申請書を市民協働課へメールか窓口にて提出
※団体の活動や規約、物品を使用する事業の内容が分かるもの等
を提出して頂きます。



備品借受日当日

貸出を希望する貸出窓口から借受
借受期間：3 日間
※土・日・祝日を挟む場合は5日間



使用終了後

備品を原状回復して、貸出窓口に備品を返却